

平成18年1月31日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

優先株式の転換価額及び下限転換価額の調整に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(社長 北山禎介)が発行しております第一種、第二種、第三種及び第1-12回第四種優先株式の転換価額、ならびに第一種、第二種、第三種及び第1-12回第四種優先株式の下限転換価額は、当該優先株式についての転換の定めに基づき、下記のとおり調整されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 転換価額の調整

(銘 柄)	(調整後転換価額)	(調整前転換価額)
第一種優先株式	943,000 円	947,100 円
第二種優先株式	943,000 円	947,100 円
第三種優先株式	827,300 円	830,900 円
第1-12回第四種優先株式	320,900 円	322,300 円

2. 下限転換価額の調整

(銘 柄)	(調整後下限転換価額)	(調整前下限転換価額)
第一種優先株式	943,000 円	947,100 円
第二種優先株式	943,000 円	947,100 円
第三種優先株式	248,600 円	249,700 円
第1-12回第四種優先株式	105,800 円	106,300 円

3. 適用日

平成18年2月1日以降

以 上